

大樹町重層的支援体制整備事業支援会議設置要綱

令和6年4月1日訓令第4号

(設置)

第1条 複雑化・複合化した課題を抱える人に対する適切な支援を図るため、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第106条の6の規定により大樹町重層的支援体制整備事業支援会議（以下「支援会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 支援会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 複雑化・複合化した課題を抱える人に対する支援を図るために必要な情報の交換
- (2) 複雑化・複合化した課題を抱える人が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討
- (3) その他支援会議の設置目的を達成するために必要と認められる事項

(組織)

第3条 支援会議は、別表に掲げる関係課及び関係機関に属する者、その他町長が必要と認める者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

2 会議に総括者を置き、保健福祉課長をもって充てる。

(総括者の職務及び代理)

第4条 総括者は、会議を代表し、所掌事項を総括する。

2 総括者に事故があるとき等は、町保健福祉課参事がその職務を代理する。

(支援会議の開催)

第5条 会議は、総括者が招集する。

2 会議の開催及び支援会議の資料は非公開とする。

3 総括者は、必要があると認めたときは、会議に構成員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 構成員及び前条第3項の規定により会議に出席した者（以下「構成員等」という。）は、正当な理由なく、会議及び活動を通じて知り得た個人の秘密に関する事項について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、保健福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この告示に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、総括者が会議に諮って定める。

附則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

関係課	関係機関
保健福祉課、住民課、建設水道課	大樹町社会福祉協議会 大樹町教育委員会、町内小学校・中学校・高校 南十勝こども発達支援センター 大樹町障害者地域活動支援センター 大樹町子育て支援センター 町内の医療機関 町内の指定介護（介護予防）サービス事業所 町内の指定障害福祉サービス事業所 民生委員児童委員協議会 その他、支援関係機関等